

# 事例式 初動対応【第2版】

事案の発生時に、まず「やるべきこと」がわかり、自信と誇りを持った職務執行を実現！

本書は、事案の発生（受理）に際し、まず「やるべきこと」、事案検査（処理）に際し、特に「注意すること」について、事例に沿って端的に述べた地域警察活動マニュアルです。

## ☑ 『交番』で取り扱う事案を部門別に収録

交番で取り扱う事案について、部門（地域、警務、刑事、生活安全、交通、警備）別に計105事例を収録しています。

## ☑ 本書のポイント

- 闇バイトに応募した者等から保護等の相談を受けた場合の対応
- マイナ運転免許証の保有
- 交通指導取締り（自転車の反則行為）
- クマ出没時の対応、現場における対応

等の最新の課題・対応要領を反映しています。

また、デジタルなので、スマホやタブレットでいつでも、どこでも読むことができます。さらに目次機能や、検索機能で、必要な情報をすぐにチェックできます。

## ☑ 警察学校（初任科）卒業時からの「必携の書」として

事案の発生時に「やるべきこと」と「注意すること」が端的に掲載されている本書は、警察学校（初任科）を卒業されたばかりの方が不安に感じていることを払拭し、自信を持った職務執行ができるように構成されています。

## 交通指導取締り(自転車の反則行為)

令和8年4月1日から自転車の交通違反取締りに交通反則通告制度が適用されるようになるが、どのように対応したらよいか。



### やるべきこと

#### (1) 自転車の指導取締りの基本的考え方

警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行う。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行う。

#### (2) 指導警告の対象となる場合

- ① 交通違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行う。
- ② 16歳以上の運転者が対象となる。16歳未満の者による違反については、原則として指導警告を行う。
- ③ 都道府県警察によっては、16歳未満の者が違反をしたときには、「指導警告票」等に代わり、「自転車安全指導カード」を交付する。

#### (3) 検挙の対象となる場合(「悪質・危険な違反」)

- ① 遮断踏切立入り、自転車制動装置不良、携帯電話使用等(手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したとき)
- ② 違反により、歩行者が立ち止まったり、他の車両が急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき・違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき
- ③ 警察官による指導警告に従わず、又は警察官が他の者に指導取締りを行っているなどしていることを分かっているにもかかわらず、違反行為を続け、又はしたとき

## 20

## クマ出没時の対応、現場における対応

交番において在所勤務中に通行人から「クマが畠に出没し、農作物を荒らしています。」との通報を受けた。どのように対応すればよいか。



## やるべきこと

## (1) クマ出没通報受理時の対応

- ① 人身被害に発展する可能性について迅速に判断する必要があることから、目撲時間・場所、人家までの距離等通報者から必要な事項を聴取する。
- ② クマによる人身被害が発生するおそれがある、又は既に人身被害が発生している事案の届出を受理した場合は、警察本部通信指令課に対して速報する。
- ③ 速やかに市町村に通報し、職員の現場派遣、猟友会ハンターの出動要請、警告板の設置、報道発表等の事故防止措置を要請する。
- ④ 学校周辺及び通学路においては、学校関係者と連携し、登・下校時間帯の警戒を確実に実施するほか、通行人等に対しても呼び掛けを行う。

## (2) 現場における対応

- ① クマ撃退スプレーを確実に携行するとともに、ヘルメット、耐刃手袋を着装し、状況によっては、防護用の盾も携行する。
- ② クマが藪や建物等に潜んでいる可能性がある場合には、むやみにその場所に近づかない。
- ③ ハンターに同行する場合には、猟銃の射線方向には絶対に入らない。
- ④ 現場への立入規制を広範囲に設定し、安全が確認されるまで車両や徒步通行人を現場に立ち入らせない。
- ⑤ 現場周辺の住民に対して、車載マイクを活用するなどして、クマの出没に関する情報を広報する。